

猿橋宿では

ここでは黒野田宿の場合より大規模で、長期間にわたって闘われた。相手は、寛文期(一六六〇年代)から名主をつとめたことのある名家の兵右衛門家、当時の兵右衛門は一八三三(天保四)年から名主問屋兼帯となっており、同時に荷問屋も営んでいた。彼に代表される猿橋宿の旧支配体制に対しては長いあいだ不満がくすぶっていたが、それに火をつけたのは、和宮下向にあらわされるような伝馬負担の増大・村入用夫銭の賦課の過重化であった。それが一八六二(文久二)年一月一七日の、毎年ひらかれていた「伝馬勤方式」の相談の席で爆発、年寄東五郎、同半左衛門、百姓代七郎左衛門と兵右衛門との間で激論がたたかわされ、三名は激昂し役席から退場する。その際、具体的な論争点になったのは次の三点であった。

一、近年村入用夫銭のかかり方が非常に増加し、「御年貢納辻より一倍」増となっている。あまりにおかしいので書類を見せると要求しても全然みせない。どういう訳だ。

二、伝馬人足を出せない家は年に三分ずつ勤料として出している。これは正人馬をつとめた者に割りわたすことになっていて、兵右衛門は一切手許に取りこんでいる。これを割りもどせ。

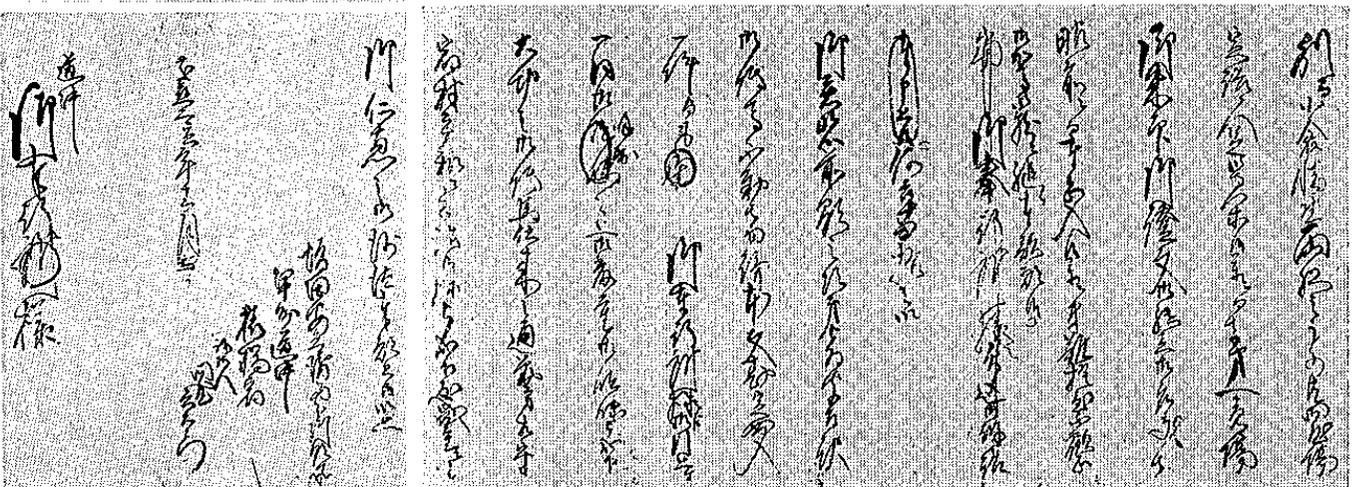
三、御朱印などの御伝馬のつとめを果すため、枝郷二組より昼夜二人ずつ、宿からも二人ずつ詰めさせている。この数を御伝馬出入帳に記載しながら、兵右衛門は両組人足を自宅に詰めさせて私用をもうしつけている。これをやめろ(IH一七八、TY五九)。

東五郎らは、宿・両組訴訟人の惣代として同年六月に谷村代官所に出訴したが、その訴状には、一八五〇年の猿橋かけかえの際の費用・人足遣い問題、五四年の高札場改築費用問題、五九年の川欠損地運動での不正、同年のコレラ病夫食糲流用問題等、きわめて多くの問題がとりあげられ、また中馬口銭の着服問題にもふれていた(『大月市史・史料篇』五二六ページ以降参照)。年貢はもちろん、村入用夫銭にいたるまで、すべて名主問屋兼帯の兵右衛門がとりしきる従来の制度では、当然問題になりうる論点ばかりであった。

しかも、この訴訟は、幕末の激動する政治動向とからみながら、その後より一層深刻な局面を展開するのであった。

一八六四(元治二)年末の、筑波勢西上に対する幕軍の追跡、その際の前代未聞の伝馬負担は、前にもみたように大月地域の村々にかけられたが、猿橋宿もその例外ではなかった。「当宿の儀は往返休泊相もらさず、道中非常人用多分相掛」った猿橋宿は、その費用捻出方法を他宿に問いあわせたところ、掛り高六分は高がかり、のこり四分は宿方軒別割りとの答えなので、そのとおりに兵右衛門は割りつける。しかし、兵右衛門に対する訴訟に加わっている枝郷二組は、これまでの「重立道中入用の儀」は宿方軒別割のみであるので、今回の処置は更に承服しがたいと頑として拒否戦術に出たのである(IH一九〇)。兵右衛門は代官所に訴えたが解決せず、彼のいらだちは激しくなる一方であった。またこの場合をみても、すでに幕府の足元は農民たちにもすかさず始まっていた。

更に兵右衛門が苦境に追いこまれるのが六六年の末であった。前記の六分高割りそれ自体もなら解決せず、係争中であつたのだが、この年の十一月二三日から兵右衛門を訴えていた側は「御伝馬勤方」のサボタージュを開始する。ここに踏みきらせた原因の一つに、長州征伐がみじめな敗北におわり、幕府の権威が急速に失われていったことがあるのは疑いがない。兵右衛門も相手方と同様谷村につめていたが、この事件におどろいた宿役人から飛脚で連絡された彼は、即刻代官所に出訴する。代官所では一応惣代をよびよせ、「惣代共の内の一人早に宿方へ立戻り、定詰人足勤方は勿論、其余人馬触当次第差支えなく罷出、相勤め候様」にと申しわたすのだが、一二月に入っても「何様御殿重仰せきかされ御座候ても訴訟人同意に限り、去月廿三日以来更に御伝馬不動まかりあり」る状態であった。兵右衛門は不満も不満、しかも代官所は弱腰になっている。



彼にいわせれば「御支配公事方岡田栄八様至て御仁心、穩便の御取計のみ」である。これを放置すれば大変なことになる。「御慈愛相愛し候ては却て一宿危潰に及ぶべく、殊に愚味の小前共は御寛宥の御沙汰とは心得ず、自然悪敷方へ恠み候様成行べく、誠に御敷敷次第」、特に伝馬に人を出さないとあっては、第一急場御朱印御証文御継立御差支えは眼前、と思いつめた兵右衛門は、この月、結局道中奉行に駕籠訴する非常手段をとらざるをえなかった（IH一三五）。

その結果は不明だが、その後も基本的問題は何一つ解決せず、六八年に入ると京都政府軍東下の際の多額の「非常御通行入用出金」をめぐって訴訟方は不納戦術に出て、兵右衛門を窮地においつめる。この長期間の訴訟闘争が兵右衛門の間屋名主両役とも退役という線で終結したが、一八七一年の一二月のことであった。終わった段階での訴訟側の入用割合自得連印帳がのこされているが、総額一三〇〇両強、内七八六両が猿橋宿、三四四両が小倉組、二〇九両が幡野組と割りふられている。巨額な費用である。そして、兵右衛門家は、この大訴訟で家財を使い果してしまったのだろうか、しばらくして、荷問屋の権利を他に譲りわたしている。猿橋の場合、中央政局の激動とみあう形で、宿の政治体制も音をたてながら急変していったのである。